

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

215-6
04/8/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

中国が署名決定

東南アジア
非核兵器地帯
条約

東南アジア非核兵器地帯条約は、1997年3月に発効したにもかかわらず、すべての核兵器国はその議定書に未だに署名していない。最近、中国が議定書に署名することを決定したことが明らかになった。公式の発表を何時行つかは、効果的な時期を探っており、政治的な判断によって行われると言う。

この情報は、ピースデポが復旦大学国際研究所と共催した上海ワークショップ「東北アジアにおける非核地帯とミサイル管理」(7月16日～18日)における非公式の会話の中で明らかにされた。北京の国際問題研究所米国研究部長は、「中国は、東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名することを決定した。これは間違いのない決定である。私だけの功績とは言わないが、私たちが強く勧告して、政府がそれを受け入れた」と梅林に語った。「公式の発表はいつ行われるか」という質問に対して、「それは政治的な判断であり、自分たちの権限の及ばないところで決まる」という回答であった。

同じ趣旨を、7月末に札幌で開催された国連軍縮札幌会議(7月26日～29日)における中国政府代表の発言によって確認することが出来た。ウ・ハイタオ(呉海濤)中国外務省軍備管理軍縮局参事官は、「中国は、ASEANとの間で、東南アジア非核兵器地帯条約の議定書について合意に達した」と発言した。中国は、おそらく領海や水域についての争いを議定書署名と切り離すことを含めて合意したものと思われる。歓迎すべきことである。

議定書は、核兵器保有国が非核兵器地帯を尊重するとともに、条約加盟国(ASEAN10か国)及び非核兵器地帯(加盟国領土と200カイリ排他的経済水域)に対して、核攻撃や核攻撃の威嚇を行わないことを定めている。(梅林宏道)

核兵器国
で初めて

ドゥアルテ大使語る(05年NPT再検討会議議長)

核軍縮で バランスを取れ

精力的な準備を誓う

本誌213号に報告した通り、2005年NPT(核不拡散条約)再検討会議のための準備委員会は、ブラジルのセリジオ・ケイロス・ドゥアルテ大使を議長に任命したものの、議題次第も準備文書も議事も決定できないまま、崩壊状態で終了した。任命されたドゥアルテ議長が来日し、7月26日、国連札幌軍縮会議において信条と抱負を語った。(以下で「」内は、大使の演説からの引用である。)

彼はまず、議長の職責を「名誉であるとともに気持ちを怯ませるような任務」であると述べた。そして、母国ブラジルが核軍縮・不拡散に貢献しているからこそ自分が議長に選ばれたのだと、自国が持っているこの分野における実績への自負を表明した。ブラジルは、NPT条約には永く懐疑的であり1998年になってやっと加盟した国であるが、新アジェンダ連合の一員となり、核兵器廃絶に意欲を

今号の内容

東南アジア非核地帯条約
中国が署名決定
05年NPT再検討会議へ
ドゥアルテ議長語る
安保理決議1546と
イラクの自衛隊

[図説]

地球上核弾頭全データ

もって取り組んでいる。彼は言う、「私は、この議長に選ばれた決定を、大量破壊兵器(WMD)の軍縮・不拡散の分野で、私の国ブラジルが不屈の努力を払ってきたことが認知されたことの証であると考えている。」

また彼は、現在のNPT体制の困難を考える上での前提として、NPT全加盟国がNPTシステムの強化を望んでいるという事実こそが、この条約の基本的な強みであり、現状打開の基礎であると述べた。この基礎のお陰で、「実際、NPTが存在した37年間に、条約違反は極めて例外的にしか起こらなかったことを認識しなければならない」と述べた。これは、現在、米国がNPT違反問題を最優先に議論しなければならない、と強迫観念を植えつけるかのように強調していることに水を差した発言と受け取ることができる。

直面する三つの問題

このような前提の上で、ドゥアルテ大使はNPTの現状について三つの問題を指摘した。

第1は、普遍性の問題である。インド、パキスタン、イスラエルの三か国が「事実上の核兵器国」として、NPT体制の外に身を置いていることが、「NPT体制の外にすることが得になると拡散予備国に思わせる結果になる可能性がある」と大使は指摘する。その意味で、普遍性(すべての国の参加)は条約の変わることのない目標である。

第2は脱退や違反疑惑の問題である。名指しはしなかったが、ドゥアルテ大使は北朝鮮、イラン、リビアを念頭に置いて発言した。リビアは核兵器計画の放棄を明確にした例であるが、NPT体制下で核兵器開発の意図を持っていたという点で、共通の問題を提起している。それは「現存する検証体制は不正な活動を防止するのに不適切である」という主張を引き出し、その結果、条約を忠実に遵守している国の正当な原子力計画を深刻に脅かすような、一国あるいは複数の国による検証イニシャチブを発生させていると彼は考える。これは米英のイラク攻撃やPSI(拡散防止構想)を指しているであろう。

第3の問題は、テロリストによる核兵器の使用に対して条約には準備がないことである。この問題は、NPTが成立した当時には想定されていなかった。ドゥアルテ大使は、これに対処する道はさまざまにあるが、「NPT加盟国の課題は、正当な目的のために原子力エネルギーを開発する加盟国の権利を損なうことなく、核兵器が間違っただけの手に渡ることを阻止する適切な方法を見出すことである」と言う。これは、NPT再検討会議の議長として、米国を先頭とする西側の「テロとの戦争」へのこだわりと、途上国の原子力エネルギーへの固執を睨んだ見解と見るべきであろう。

前提となる核軍縮

このようにNPTが直面する三つの問題を掲げた上で、ドゥアルテ大使は核兵器国に厳しく注文を付けた。

「これらの焦眉の問題に取り組むとしても、圧倒的多数の国がNPTを支持している理由の心臓部に横たわっている基本的な理解を軽視してはならない。核兵器を保有しておらず、将来も保有する積りのない国々にとって、N

PTに加盟する気になった主要な動機は、核兵器のない、もっと安全な世界が『早期に』実現するという約束が、条約前文と第6条に含まれていたからである。」

「条約が五か国を核保有国と認知したのは、非核国が絶対的で永久的な条件でそう認めたからではない、と誰もが同意するであろう。逆に、五核兵器国は、条約上の地位が将来ずっと保証されていると主張したことは一度もない。」

さらに、大使が語る次のような認識は、日本政府にもはつきりと向けられている。

「条約加盟国の圧倒的多数は、核兵器の存在そのものが世界の平和と安全への深刻な脅威であるという主張に同意するであろう。したがって、現在の核保有国が防衛態勢において核兵器に依存することは、それがいかなる度合いであれ、すべての国の安全保障にとって有害なのである。」

このような認識に立てば、米国の核抑止力に自国の安全保障を託する日本のような核兵器政策もまた、世界の平和と安全にとって明らかに有害である。

ドゥアルテ大使は、結論として、「同等ではないものの間で結ばれたすべての協定がそうであるように、NPTにおいても、核兵器国と非核兵器国とで異なる、それぞれに正当な関心事を冷静に考慮することによってのみ、NPTは力を持ち永続することができる」と述べ、バランスを取ったアプローチの必要性を訴えた。

準備への決意

冒頭に書いたように、2005年会議の準備委員会は議事に関する必要な決定を行うことができなかった。そのため、このまま行くと、4週間の会期(05年5月2日~27日)の貴重な時間を議題、会議の組織や手続きについての合意のために費やすことになる。悪ければ、実質審議にたどり着く前に行き詰まってしまう懸念すら存在する。

そこでドゥアルテ大使は、議長予定者として、いくつかの決意を述べた。まず議題については、自国ブラジル政府の支援を得て、8月末から12月中旬にかけて可能な限りの多くの主要国と個別折衝に入る。そして、開会日まで非公式の合意を取り付け、開会直後に時間をかけないで正式決定を行う。

準備すべき背景文書については、事前に非公式合意が得られたとしても、公式決定がなければ文書の作成をIAEA(国際原子力機関)や国連軍縮局(UNDDA)に作成依頼することができない。したがって背景文書なしに会議を迎えることになる。

会議の組織、手順、タイムテーブルなどに関しても事前の非公式合意をできるだけ取り付けて、会議でこのために割く時間を制限する可能性を追求する。

ドゥアルテ大使が再検討会議でもっとも重視するのは実質問題についての前進である。「手続き問題で前進があれば、私は(来年の)1月から4月の期間を実質的な準備のために集中的に活用したい」と彼は意欲を示した。

今春、ニューヨークでの準備委員会で、彼と短く接する機会が何度かあったが、彼の順序立てた話を聞いたの

「自衛隊に戦闘参加への拒否権」は非現実的

アテネで「平和の祭典」オリンピックがテロに対する厳戒の中で始まった今も、イラクでは、戦闘が続いている。イスラム教シーア派の聖地ナジャフ等では米軍と反米指導者ムクサド・サドル師の民兵「マフディ軍」の戦闘が激化している。米国防総省の最近の集計によれば、2003年3月以降にイラクで死亡した米軍関係者は931人にのぼり、9月には1000人に達すると予想されている¹。シーア派による反米デモは、国境を越えてイラン、レバノン、パレチンにも拡大、米国と多国籍軍参加国はイスラム世界の敵意に包囲されている。

このような状況の中で、陸上自衛隊の第3次派遣部隊（イラク復興支援群）の第1波140人が8月8日青森空港から政府専用機で出発した。陸上自衛隊の宿営地が置かれたイラク南部サマワでは、オランダ軍宿営地が襲撃されるなど情勢が不穏の度を深めている。サドル師の代表を務めるカファジ師は、自衛隊は「占領軍に協力している」と非難している。同師は「日本は米国の大量破壊兵器で広島や長崎を破壊されたのに、今はイラク人に武器を向けている」「占領軍への協力はわれわれの怒り」を呼んでいると述べた²。

6月末の暫定政府への主権委譲は、日本政府にとって国内世論にこたえて自衛隊派兵を見直す好機であった。しかし日本政府は、6月18日、「イラク特措法」の関連政令の改正と「基本計画」の変更を「閣議了解」という手法で、自衛隊の派兵継続すなわち多国籍軍への参加を決定した。

安保理決議1546

6月8日の国連安全保障理事会において満場一致で採択された決議1546の重要部分を訳出し、「付属書簡」の要旨と併せて資料1(6ページ)に示す。決議の骨子は次のとおりである：

イラク暫定政府の樹立を承認する(第1節)。

2005年1月31日までに直接選挙を実施、移行政府を樹立し新憲法を制定する。同年12月31日までに新憲法下で政府を樹立する(第4節)。

統合司令部(編集部注：日本政府は「統合された司令部」という訳語を使用。本紙では「統合司令部」と訳す)の下に置かれた多国籍軍の駐留は、暫定政府の要請に基づく(第9節)多国籍軍は必要なあらゆる手段を取る権限を持つ(第10節)。

暫定政府と後継政府(以下まとめて「イラク政府」)は

多国籍軍の作戦にイラク軍が関与するかどうかを決定する権限を有する。多国籍軍とイラク政府は協議と合意の場を設ける(第11節)。

多国籍軍の任務は決議採択から12ヶ月後、あるいはイラク政府の要求があれば、見直す。駐留は恒久政府が発足した時点で終了する。それ以前でもイラク政府が要求すれば終了する(第12節)。

多国籍軍は治安維持と安定、人道・復興支援、国連イラク支援団への支援を任務とし、国連加盟国には貢献が要請される(第13節及び第15節)。

同決議はこのほか、石油収入の管理システムである「イラク開発基金」や「石油と食糧交換プログラム」の運営の権限をイラク政府に全面的に委譲することを定めている。このように占領統治は終了し、イラク人による統治という新しい段階を迎えた。しかし、軍事の実権を米国が掌握していることには変わりはない。

作戦参加への「拒否権」は？

決議1546は、イラク政府の下に配備されたイラク軍(第8節)には、作戦への参加の選択権があるとしている(第11節)が、この規定は多分に形式的なものであり、その指揮統制についてはグレーゾーンである。決議案の審議過程において、フランスは、イラク軍と多国籍軍の間で作戦をめぐる意見が合わなかった場合には、イラク軍に拒否権を与えることを主張したが、決議には盛り込まれなかった。

米統合参謀本部のデビッド・ロドリゲス陸軍准将は7月1日の国防総省での記者会見で、「多国籍軍」ではなくイラク軍も含めた概念として「連合軍」という用語を用いながら次の様に説明した³。「連合軍の作戦においては最高位の司令官であるケーシー大將(多国籍軍司令官)が戦術的作戦を統制する。しかしすべての場合において、各国の軍隊は我が軍と同様、各々の国家指導部を頂点とする指揮系統を持っている」「行動しながら決定する連合軍には拒否権のようなものは無いが、各国軍は本国の指導部が定めた別個の交戦規則を持っているのだから作戦への参加を断ることは可能である。しかし、我々はたえず彼らと協力・調整して、我々が行なうべき作戦を実行するだろう」。そして、慎重を要する攻撃(決議1546にも登場する用語。政治的インパクトの大きい攻撃作戦のこと)においては、イラク政府との協議と合意を踏まえるとしたが、それは「規則ではなくガイドラインである」と付け加えた。記者会見に同席したローレンス・ディリタ国防長官特別補佐官は「軍事作戦はスピードと突然性が求められる」として、イラク政府や軍による個別作戦に対する「拒否権」は想定していないと語った。

自衛隊だけは「特別」なのか

上記の米軍の見解は、自衛隊の「武力行使」をめぐる議論に深く関係する。

日本政府は、6月18日の「閣議了解」において、1)自衛

【解説】04年6月1日、米ブッシュ政権は、新しい核弾頭保有計画を発表した。それによると、「核態勢見直し(NPR)」(02年1月)において導入された迅速対応戦力を2012年に向けて大幅に削減する方針と思われる。しかし、現時点ではまだそれに伴う分類上の変化はないと思われるので、本図説ではNPRの考え方にしたがって弾頭を分類した。

作戦配備された核弾頭。部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では含めた。迅速対応戦力の弾頭。作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。図説では便宜的に作戦配備・迅速対応という表現にまとめた。予備貯蔵。ルーチン整備・検査のために確保

されている活性状態にあるスベアである。の5~10%と推定される。不活性貯蔵。退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

米国以外の国の核兵器の分類について、明確な情報はないが、表では同様の考えで整理した。ロシアの予備貯蔵は作戦配備の5%とした。

インド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお30,000発近い核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

米国(計10,640)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計6,480)		
ICBM(小計1,700)		
ミニットマン		1,200
Mk-12型 弾頭:W62)	170	300 ²
Mk-12A型 弾頭:W78)	335	900 ³
ピースキーパー(MX、弾頭:W87)300		500 ⁴
SLBM(小計3,120)		
トライデント C4 弾頭:W76)100		432 ⁶
トライデント D5		2,304 ⁷
Mk-4型 弾頭:W76)	100	1,920
Mk-5型 弾頭:W88)	475	384
迅速対応戦力(W76)	100	384
爆撃機搭載核兵器(小計1,660)		
核爆弾 B61-7		<1
B61-11 ⁹		800
B83-1	1,200	
ALCM(弾頭:W80-1)	5~150	430
ACM(弾頭:W80-1)	5~150	430
非戦略核(小計1,120)		
SLCM		
トマホーク 弾頭:W80-0)5~150		320 ¹⁰
核爆弾 B61-3、4、10	0.3~170	800 ¹¹
予備貯蔵(小計380)		
不活性貯蔵(小計2,660)		

- 1 1490発が作戦配備、210発が迅速対応戦力。
- 2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。
- 3 3MIRV×300基。
- 4 10MIRV×29基が作戦配備、210発が迅速対応戦力。
- 5 オハイオ級戦略原潜15隻に搭載。ミサイル数は360基(15×24)。
- 6 3隻×24発射管×6MIRV。
- 7 12隻×24発射管×8MIRV。10隻がMk-4型搭載機、2隻がMk-5型搭載。
- 8 ストラトフォートレスB-52H(94機のうちの56機)、スピリットB-2A(21機のうちの16機)計72機が任務。核・非核両用についている。B-2は爆弾のみ。
- 9 地中海共通型(1997年11月に導入)であり、B-2にのみ搭載。迅速対応戦力。
- 10 約150発がNATO軍用としてヨーロッパ6カ国の9個の空軍基地に配備。米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
- 12 148ページ本文参照。作戦配備されていないACM/ALCM(約900発)や退役したミニットマン(約300発)退役したGLCM(約400発)など。

フランス(計350)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計338)		
SLBM(小計288)		
MSBS ² M45(弾頭:TN75)	100	288 ³
爆撃機搭載核兵器(小計50)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	50 ⁵
非戦略核(小計10)		
空母配備航空機搭載核兵器(小計10)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	10 ⁶

- 1 フレクシブル級戦略原潜1隻とトリオファン戦略原潜2隻に搭載。
- 2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- 3 3隻×16発射管×6MIRV。
- 4 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- 5 ミラージュ2000N(60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
- 6 シュベール・エタンダール24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴールに配備。

英国(計200)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計160)		
SLBM ¹		
トライデント D5	100	160 ²
予備貯蔵(小計25³)		
不活性貯蔵(小計15)		

- 1 ハンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にパトロール任務についた。
- 2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2~6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり140弾頭と推定される。40×4隻=160。
- 3 15%を予備とした。

イスラエル(計100~300)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
流布された推定 ¹		
運搬手段		
航空機 ²		
中距離ミサイル ³		
砲弾・地雷		

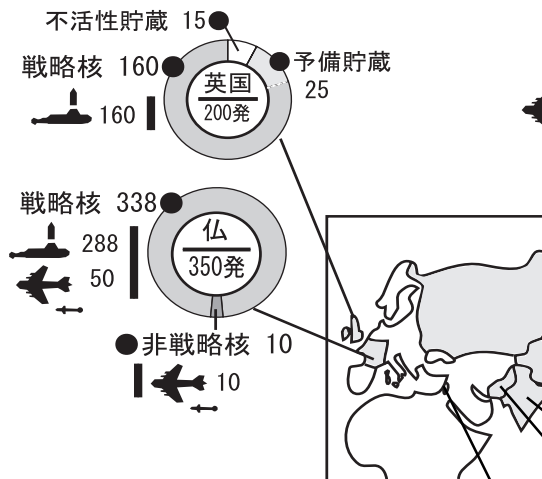
- 1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
- 2 米国製F16A/B/C/D/ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。25機の一部が核任務を持つと推定される。
- 3 ジェリコ(射程1200km)同X(射程1800km)が配備されている。

パキスタン(計24~48)

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし		
運搬手段		
航空機 ²		
短・中距離ミサイル ³		

- 1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 2 米国製F16A/B/ファイティング・ファルコン)2機の違いが核任務をもつと推定される。
- 3 ガズナビ(ハトフ3、射程300km)、ガウリ(ハトフ5、射程1300~1500km)の配備が確認されている。後者は、2003年1月8日に配備承認。ガウリ2、同X(射程2500~3000km)シャヒーン(ハトフ4、射程700km)が発射実験された。シャヒーン1の最新の実験は2003年10月8日及び14日。ガズナビは2002年5月26日に初実験されたが、国防省は以前射程2,000kmと考えていた。

地球上の核弾頭全デ



弾頭の分類		米	口	英	仏	中	合計
戦略核	ICBM/IRBM	1,700	2,478	0	0	128	4,306
	SLBM	3,120	1,072	160	288	12	4,680
	撃機搭載核兵器	1,660	872	0	50	130	2,712
小計		6,480	4,422	160	338	270	11,670
非戦略核	戦略的防衛ミサイル	0	1,200	0	0	0	1,200
	SLCM	320	240	0	0	0	560
	航空機搭載核兵器	800	1,730	0	10	0	2,540
	その他	0	210	0	0	120	330
小計		1,120	2,180	0	10	120	3,430
合計		7,600	7,800	160	350	390	16,300
予備貯蔵		380	390	25	—	—	800
合計		7,980	8,190	185	350	390	17,100
不活性貯蔵		2,660	8,810	15	—	—	11,490
総計		10,640	17,000	200	350	390	28,590

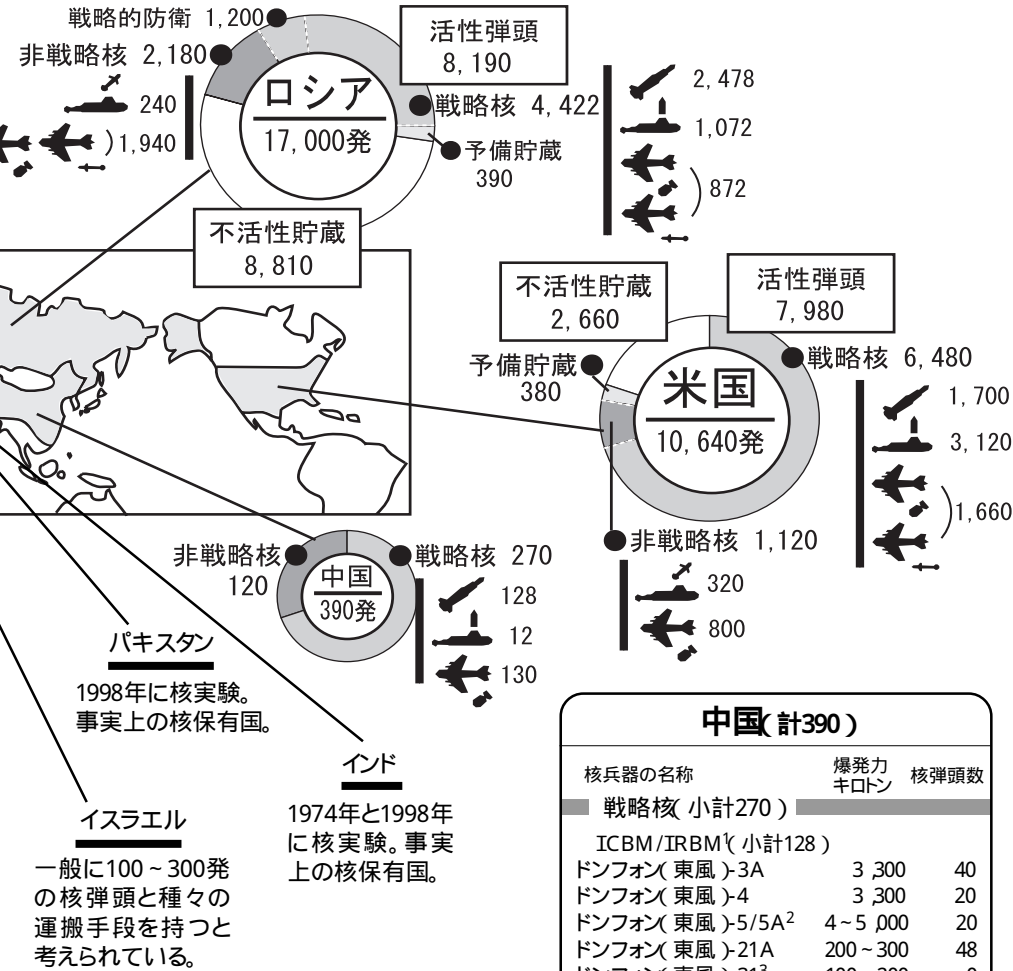
出典:天然資源保護評議会(NRDC)のJ.リス、W.アーキン、
 シンドラー、およびH.クリステンセン、及び平和・紛争に関する
 資料・調査センター(CDRPC、仏・リヨン)の資料をもとにした。

製作:ピースデポ

核保有国の核弾頭数(2004年6月)

丸めのため計に不一致がある。

データ - 2004年6月



核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計4,422)		
ICBM(小計2,478)		
SS-18 M4, M5, M6(サタン)	550~750	1,200 ¹
SS-19 M3(スチレトウ)	750	780 ²
SS-24 M1(スカルペル)	550	150 ³
SS-25(シックル)	550	312 ⁴
SS-27	550	36 ⁵
SLBM(小計1,072)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	500	288 ⁶
SS-N-20 M1, M2(スタージョン)	200	400 ⁷
SS-N-23(スキフ)	100	384 ⁸
爆撃機搭載核兵器(小計872)		
核爆弾		
ALCM(弾頭:AS15A, B)	250	872 ⁹
SRAM(弾頭:AS16)		
戦略的防衛ミサイル(小計1,200)		
SAM		
SA-10(グランブル)など		1,200
非戦略核(小計2,180)		
空軍航空機		
核爆弾/ASM(AS-4キッチン)		1,540 ¹⁰
/SRAM(AS-16)		
海軍航空機		
核爆弾		190 ¹¹
ASM AS-4(キッチン)	1,000	
SLCM		
SS-N-9(サイレン)	200	
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	240
SS-N-21(サンボン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ)		210
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷、爆雷		
予備貯蔵(小計390)		
不活性貯蔵(小計8,810)		

兵器の名称は、NATO命名のもの。

- 10MIRV×120基。START が無効になり保持。
- 6MIRV×130基。2003年10月、2010年の再配備表明。2004年2月18日に発射テスト。
- 10MIRV×15基。(レール移動式のみ残る)
- 単弾頭。2002年10月12日に発射テスト。
- 単弾頭と多弾頭。ロシアでトールポムと呼ばれる。2004年2月18日と4月20日に発射テスト。
- デルタ 級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×3MIRV。
- タイフーン級戦略原潜に搭載。2隻×20発射管×10MIRV。2003年10月15日に2発の発射テスト。
- デルタ 級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。2004年2月17日に2発、2月18日に1発、発射テストに失敗。3月17日に1発、発射テストに成功。
- ベアH6 Tu-95MS16 B2機、ベアH16 Tu-95MS16 B2機、ブラックジャック Tu-160 J14機に搭載。ベアH6は1機あたりにAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりにAS15Aまたは核爆弾を16個(計168個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計168個)搭載する。
- バックファイヤー(Tu-22M) J05機、フェンサー(Su-24) J08機に搭載。各4個。
- バックファイヤー(Tu-22M) J05機、フェンサー(Su-24) J08機に搭載。各2個。
- 左ページ【解説】参照。

核兵器の名称	爆発力キロトン	核弾頭数
戦略核(小計270)		
ICBM/IRBM(小計128)		
ドンフオン(東風)-3A	3,300	40
ドンフオン(東風)-4	3,300	20
ドンフオン(東風)-5/5A ²	4~5,000	20
ドンフオン(東風)-21A	200~300	48
ドンフオン(東風)-31 ³	100~200	0
ドンフオン(東風)-31A	?	?
SLBM(小計12)		
ジュイラン(巨浪)-1	200~300	12 ⁴
ジュイラン(巨浪)-2 ⁵	100~200	?
爆撃機搭載核兵器(小計130)		
核爆弾		
		130 ⁶
非戦略核(小計120)		
(各種) 砲弾/短距離ミサイル ⁷ /核地雷核爆弾 (低) 120		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2、以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5、巨浪-1はCSS-N-3。

- 1 東風-5/5A(射程13,000km)、東風-31(射程8,000km)、東風-31A(射程12,000km)はICBM、他はIRBM、全て単弾頭。
- 2 米大陸にとどく現有唯一のICBMで、より長射程の改良型と置き換えつつある。
- 3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。2000年1月4日、16日に2回目、3回目の実験。MIRVが否かについて確証はない。
- 4 戦略原潜(夏)級(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。2隻目は未完と考えられている。
- 5 新世代原潜(094型)に搭載する計画進行中。DF31の変型。
- 6 ボム(轟)-6(NATO表示:B-6) J00機、チェン(強)-5(NATO表示:A-5A) J00機に各1個。同機種で非核任務もある。
- 7 東風11(CSS-7)、東風15(CSS-6)などがある。後者は中性子爆弾の可能性もある。

隊は我が国の主体的な判断の下に、我が国の指揮に従い、人道復興支援を行なう。2) 多国籍軍司令部とは連絡調整を行なうが指揮下には入ることはない、3) この点については「米英両国との間で了解に達している。従って「憲法との関係で許されないとしたいわゆる多国籍軍への参加に関する従来の政府見解を変えるものではない」と言明した。6月21日には米英との了解内容を文書の形で国会に示した(資料2、7ページ参照)しかし、この「了解」と前出のロドリゲス准将らの見解とのギャップは余りにも大きい。事実6月22日の連合国暫定当局(CPA)のブリーフィングで、連合軍作戦副部長のキミット准将は次のように語った。「参加国が個々の活動について、いちいち本国に可否を照会するような仕組みは望まない。

これが自衛隊が多国籍軍に参加する際、われわれが描く姿だ。」⁴。6月21日に政府が発表した「米英の了解」は、日本国内向けの非現実的な説明と呼ぶべきものだ。キミット准将は別の席で、安保理決議第4節cと第12節にもかわらず、多国籍軍駐留は5年以上になるだろうと述べている。日本政府は、その都度今回と同じような手法で、派兵期限を延長していくつもりだろうか。その間に自衛隊が戦争に参加し、私達が自衛隊の戦死者と向き合う可能性が、日に日に高まっていくのである。

- (田巻一彦)
- 1 「ロイター」8月12日
 - 2 「共同通信」8月14日
 - 3 国防総省記者会見議事録: <http://www.defenselink.mil/transcripts/2004/tr20040701-0951.html>
 - 4 「共同」6月22日

資料1

国際連合安全保障理事会決議1546

2004年6月8日、第4987回会合において採択

[前文] 略
[本文]

1. 2004年6月1日に提示されたところに従い、主権を有するイラク暫定政府の形成を承認する。同暫定政府は、2004年6月30日までにイラク統治に関する完全なる責任と権限を掌握する一方、イラクの運命に影響を及ぼすようなあらゆる行為を限られた期間を超えて行なうことを差し控えるものとする。この期間は以下のパラグラフ4で規定するとおり、選挙によって選出されるイラク移行政府が発足するまでの期間である。
2. 同じく2004年6月30日までに占領が終結し、連合国暫定当局が解散し、イラクが完全なる主権を回復するようになることを歓迎する。
3. イラク国民が自己の政治的な未来を自由に決定し、財政的資源、天然資源に対する完全な権限と支配権を行使する権利を有することを再確認する。
4. イラクの民主的な政府への政治的移行に向けて提案されている以下の行程を支持する:
 - (a) 2004年6月30日までに統治の責任と権限を掌握する主権をもったイラク暫定政府を形成する。
 - (b) イラク社会の多様性を反映した国民会議を開催し、
 - (c) 可能ならば2004年10月31日までに、遅くとも2005年1月31日までに暫定国民議会に向けた民主的直接選挙を実施する。同議会は、とりわけ、イラク移行政府を形成し、イラクの恒久的な憲法を起草し2005年12月31日までに同憲法の下で民選政府を形成することを責務とする。
5. イラク政府に対して、国際会議の開催がいかに上記の過程を支援できるかを検

討するよう要請し、イラク政府がイラクの政治的移行や復興を支援し、イラクの人々と地域の安定の利益になるこのような会議を開催することを期待する。

6. イラク国民に対して、上記の準備過程を平和的かつ完全に実施することを要請し、全ての国家と関連組織に対して、かかる実施を支援するよう要請する。
7. 事務総長特別代表と国連イラク支援派遣団(UNAMI)が、イラクの人々と政府を支援する使命を、イラク政府の要請に従い、状況の許す限りにおいて実施するに際して、以下のとおり決定する:
 - (a) 以下において主導的役割を果たすこと:
 - (i) 2004年7月中旬に諮問評議会を選出するための国民会議の開催を支援する。
 - (ii) 選挙実施過程において、イラク独立選挙委員会、イラク暫定政府及び暫定国民議会を支援する。
 - (iii) 国民による憲法草案作成過程における国民的対話と合意形成を促進する。
 - (b) さらに次のことを行なうこと:
 - (i) イラク政府による効率的な民生及び社会的サービスの開発に助言を与える。
 - (ii) 復興、開発、人道支援の調整と実施に貢献する。
 - (iii) イラクにおける法の支配を強化するため、人権保護、国民的和解、司法制度改革、法制改革を促進する。
 - (iv) 包括的合意の最終的形成に向けた初期の計画策定において、イラク政府に助言し、支援する。
8. 樹立されるイラク暫定政府が、同暫定政府と後継政府の権限の下に配備される

イラク軍を含むイラク治安部隊(以下、「イラク治安部隊」と言う)の形成に引き続き取り組んでいることを歓迎する。同部隊の役割は次第に拡大し、最終的にはイラクの安全と安定の維持に対して完全な責任を担うことになる。

9. イラクにおける多国籍軍の駐留が、樹立されようとしているイラク暫定政府の要請に基づくものであることに留意する。ゆえに、本決議付属書簡に関連し、決議1511(2003)下)に設立された統合司令部の下にある多国籍軍の権限を再確認する。
10. 多国籍軍は本決議付属書簡に従い、イラクの安全と安定の維持に寄与するために必要なあらゆる措置を講じる権限を持つことを決定する。同付属書簡は、とりわけ、多国籍軍の駐留継続が、イラク暫定政府の要請によるものであることを表明するとともに、多国籍軍の任務を、テロリズムの予防と抑止などの手段によって、次の目的を持つものと設定している。つまり、その目的は、とりわけ、国連が上記第7節において略述されたイラク国民への支援の役割を遂行することが可能となり、イラク国民が政治的移行の行程とプログラムを自由かつ脅迫を受けずに実施し、再建、復興活動による利益を享受することが可能となることである。
11. これとの関連で、本決議付属書簡が、とりわけ主権を有するイラク政府と多国籍軍の間での安全保障におけるパートナーシップを確立し、両者間の調整を確実なものとすると言明していることを歓迎するとともに、イラク治安部隊は適切なイラクの関係閣僚に対して責任を有しており、イラク政府が多国籍軍にイラク治安部隊を関与させて、多国籍軍と共に行なう作戦に従事させる権限を有していることに留意する。また、イラク政府と多国籍軍が、書簡に述べられている治安維持機構を、慎重を要する攻撃作戦を含む基本的な安全保障及び政策的課題全般に関する合意を形成するための協議の場として機能させ、密接な調整と協議をとおして、イラク治安部隊と多国籍軍のパートナー

- シップを確保することに留意する。
12. さらに、多国籍軍の任務はイラク政府の要請により、あるいは、本決議の日付から12か月後に見直されること、及び同任務は上記第4節に述べられている政治的移行過程の完結によって消滅することを決定する。そして、イラク政府の要請があれば、この任務をそれ以前にも終了させることを宣言する。
 13. (略)
 14. 多国籍軍は同時に、イラク治安部隊の能力と制度の構築を、要員の募集、訓練、装備、指導、監視プログラムを通じて支援するであろうことを認識する。
 15. イラク政府との合意に従い、イラク国民の安全と安定及び人道・復興支援への必要を満たし、国連イラク支援派遣団 (UNAMI) の努力を支援するため、加盟国と国際的、地域組織に対し、軍事力を含む多国籍軍に対する支援を提供するよう要請する。
 16. テロ対策を含む法と秩序、安全の維持のために、実効的なイラク警察、国境警備隊、及び施設防護隊をイラク内務省及び、施設防護隊の場合は、他のイラク政府機関による統制の下で、育成することの重要性を強調する。加盟国と国際組織に対してこうしたイラク機関の能力向上を支援するよう要請する。
 17. イラクにおける全てのテロ行為を非難し、2001年9月28日付決議1373、1999年10月15日付決議1267、2000年12月19日付決議1333、2002年1月16日付決議1390、2003年1月17日付決議1455、2004年1月30日付決議1526の下における加盟国の義務、とりわけ、イラク国内における、あるいはイラクを拠点とするテロ行為、または、イラク市民に対するテロ行為に関する他の関連する国際的義務を再確認する。そして、特に加盟国に対し、イラクからもしくはイラクに向かうテロリストの移動、テロリストによる武器調達、テロリストを支援する資金供与を防止するよう繰り返し

- 要請する。これに関しては地域の諸国、特にイラクの近隣諸国の協力を強化する重要性を再度強調する。
- 18～21. (略)
22. 前節は、1991年4月3日付決議687(1991)の第8節及び第12節で特定されている項目、あるいは1991年8月15日付決議707(1991)の第3節(f)に述べられている活動の諸国家に対する禁止及び義務に

- 対して何らの影響も及ぼさないことに留意し、安全保障理事会は国連監視検証査察委員会及び国際原子力機構の任務に立ち戻る意向であることを再確認する。
- 23～31 (略)
32. この問題に積極的に関与しつづけることを決定する。

〔付属書簡〕

イラク暫定政府アヤド・アラウィ首相とアメリカ合衆国コリン・パウエル国務長官から安全保障理事会議長への書簡(要旨)

<アラウィ首相>

- 1 来る選挙を完全に民主的、自由かつ公正なものとするための努力を惜しまない。
- 2 暫定政府がイラクの治安を守るようになるまで、安全保障理事会と国際社会に支援を求める。イラクの治安維持に貢献する多国籍軍の任務に関する新たな決議を求める。
- 3 決議から12ヶ月後に、安全保障理事会が多国籍軍の任務を見直すことも併せて求める。
- 4 イラクの安全のために、首相を議長とし、副首相、国防大臣、内務大臣、外務大臣、法務大臣及び財務大臣から構成される国家安全保障閣僚委員会を設置する。
- 5 同委員会には適宜、多国籍軍司令官・副司令官あるいは司令官が指名する代表などに出席を促し、協議していく。
- 6 イラク治安部隊と多国籍軍の指揮の一元化のために調整する用意がある。多国籍軍とイラク暫定政府はたえず協議して、戦略的なパートナーシップを確保する。

<パウエル国務長官>

- 1 統合司令部の下にある多国籍軍にテロの防止と抑止、イラクの領土保全を含めた治安の維持に貢献しつづける用意があるこ

とを確認する。

- 2) 多国籍軍は、国家安全保障閣僚委員会の協議に参加する用意がある。多国籍軍とイラク暫定政府は、慎重を要する攻撃作戦に関する政策を含めて、密接に協議し、全面的なパートナーシップを確保する。
- 3) イラク治安部隊と多国籍軍が協調して行なう作戦には、暴力によってイラクの政治的将来に影響力を及ぼそうとする勢力に対する戦闘作戦、拘留、兵器の搜索と回収の継続が含まれる。
- 4) 多国籍軍は、必要に応じこれまでの安全保障理事会決議に沿って、イラク暫定政府が要請する人道援助、民生支援及び復興支援の提供に参加する用意がある。
- 5) 多国籍軍には国連の要員と施設を警護する用意もある。警護には旅団規模の部隊が必要と思われる。
- 6) 多国籍軍人員に対しては派遣国が司法管轄権を行使する。多国籍軍を構成する部隊は今後とも、ジュネーブ条約を含めた戦時法を遵守して行動する。
- 7) イラクの主権を十分認識、尊重して活動する。

(訳及び要約 田辺俊明、ピースデポ)
原文: http://www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions04.html

資料2

「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国・英国との了解について」

(外務省)

2004年6月21日 参議院イラク・武力攻撃特別委員会理事会で公表

1. (1) 自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方については、6月8日、わが方が在米大使館公使と米国外務省高官との間で、また、6月9日、わが方が在米大使館公使と米国内務省高官との間で、下記内容について公表することを含めて了解に達している。
- (2) この了解の内容は、事前にそれぞれの政府部内で正式な検討を経たものであり、この了解は、外交慣例にのっとり、政府間で確認された公式な了解である。

2. 了解に達した内容
 - (1) 人道復興支援が多国籍軍の任務に含まれることは、新たに採択された安保理決議1546及び同決議に添付されているパウエル米国務長官発安保理議長あて書簡において確認されている。
 - (2) イラクの完全な主権の回復後、イラクで活動する自衛隊は、多国籍軍の統合された司令部の下、これまでと同様に人道復興支援を中心に活動する。
 - (3) イラクにおける自衛隊は、あくまでも、イ

ラク特措法に基づきわが国の指揮の下において活動を継続し、多国籍軍の指揮下で活動することはない。

(4) すなわち、自衛隊はイラク特措法に基づき活動し、さらにイラク特措法や基本計画に定める自衛隊の活動に係る要件が満たされなくなった場合や、わが国が政策的に適切と判断する場合には、イラクにおける自衛隊の活動をわが国の判断により中断あるいは自衛隊をイラクより撤収させることができる。

(5) 自衛隊のイラクでの活動に対するイラク政府よりの同意及びその活動に関するしるべき法的地位は、多国籍軍の一員として確保される。

□ □ 1ページ右段からつづく

は今回が初めてであった。彼の強固な意思を感じることができて、私は感銘を受けた。

ドゥアルテ大使は、次のように締めくくった。

「1995年における無期限延長と2000年における核軍縮への具体的措置の採択によって、再検討会議は、NPT前文に描かれた高邁な目標を実現するための不可欠

な基礎となった。これ(再検討会議)は、私たちの自由裁量に任されたもっとも強力な手段である。核兵器のない世界で私たちすべての国の安全保障が強化されるように、これを最大限に活用しようではありませんか。」

これは、アメリカが2000年合意を無視したがつていることを知っての発言である。(梅林宏道)

8月1日付 1950年代の一連のピキニ核実験で出たプルトニウム、日本近海に堆積。放射線医学総合研究所が7月31日までに確認。

8月2日 ブッシュ米大統領、CIAなどの情報機関を統括する主要閣僚級ポスト「国家情報長官」 「国家テロ対策センター」の創設を発表。

8月4日 英ジェーンズ・ディフェンス・ウィークリー、北朝鮮が海上・陸上発射の少なくとも2種類の新型中距離弾道ミサイルを開発中と報じる。

沖縄

7月8日 女性暴行未遂と器物損壊罪に問われた在沖米海兵隊少佐の判決公判、那覇地裁で。懲役1年執行猶予3年の有罪判決。

7月9日 米海軍原潜ホノルル、勝連町WBに入港。同日、出港。

7月11日 参院選・沖縄選挙区で、革新統一候補の糸数慶子氏が初当選。

7月11日 米軍普天間飛行場の08年までの返還や騒音被害の解消などを訴える宜野湾市訪米団が出発(～21日)。

7月13日 伊波宜野湾市長、ヒル日本部長と会談。ヒル部長は普天間飛行場が米軍再編論議の協議の対象になっていることを明らかに。

7月14日 宜野湾市訪米団、海外基地見直し委員会の公開討論会を傍聴。委員会は伊波市長の証言書提出に必要な申請書を受理。

7月16日 国連軍に所属する英海軍ミサイル駆逐艦エクセターが勝連町WBに寄港。21日、出港。英海軍艦船の同基地寄港は21年ぶり。

7月20日 日米合同委、Yナンバー車の車庫法違反問題で、基地外に車庫を持つ車両が9月1日以降登録の場合、車庫証明書取得を義務付け。

7月21日 米海軍の原潜アレクサンドリア、WBに寄港。同日、出港。

7月28日 嘉手納基地でアイダホ州マウンテンホーム空軍基地所属F16戦闘機計10機飛来するのが確認される。

8月2日 県軍用地転用促進・基地問題協議会の総会開催。都市型戦闘訓練施設の建設反対など14項目の日米政府への要請を決定。

日誌

2004.7.6～8.5

作成:中原聖乃、中村桂子

CD=ジュネーブ軍縮会議 / CIA=米中央情報局 / DOD=米国防総省 / FMCT=兵器用核分裂物質生産禁止条約 / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器

7月6日 原発の使用済み核燃料について、10年前に国の原子力委、再処理方式と地中処分方式の費用を試算したが公表せず。

7月6日 プレア英首相、イラク戦争開戦の大義とされたWMDについて、「発見できないかもしれないことを受け入れなければならない。」

7月9日 米上院情報特別委、イラクのWMDに関する米政府の情報精度の報告書を発表。「思い込みに基づいた欠陥情報」と結論。

7月12日 ブッシュ米大統領、テネシー州の施設視察後の演説で、WMD拡散阻止と対テロ戦争を遂行する「平和のための戦略」原則を表明。

7月13日 イワノフ・ロシア国防相、ロンドンでの講演で、米国の小型核について「われわれも軍事計画の中で考慮しなければならない。」

7月15日 在日米軍再編をめぐる日米両政府の外務・防衛担当審議官級協議がサンフランシスコで始まる(～17日)。

7月15日 ケリー米国務次官補、上院外交委で、北朝鮮が第3回6か国協議で同国の核計画は「大半が兵器関連」と説明したと明らかに。

7月15日 核兵器研究の中心施設である米ロスアラモス国立研究所、調査部門での重要データ紛失を受け、機密扱いの全作業を一時中止。

7月15日付 米国や旧ソ連などの大気圏核実験で北半球に降下した放射性物質、従来推定の約1.5倍に達する。気象庁気象研究所の分析。

7月19日 米海軍厚木基地所属の米軍へり、横浜市泉区上空約300メートルから200発の機関銃弾が入った弾薬箱を落とす。

7月20日付 琉球新報社、19日までに、外務省が開示を拒否している機密文書「日米地位協定の考え方」増補版を全文入手。

7月20日 ブッシュ政権下で初めてワシントン訪問を許可された北朝鮮の朴国連大使、「核抑止力を有しているが、核実験を行う意図はない。」

7月21日 韓国・済州島で日韓首脳会談。小泉首相、北朝鮮が平壤宣言を誠実に履行すれば1年以内の国交正常化も可能との認識を表明。

7月21日 アーミテージ国務副長官、訪米中の中川自民党国対委員長らに対して、日本の憲法9条が「日米同盟関係の妨げの一つ」と発言。

7月22日 北朝鮮などが「電磁パルス(EMP)兵器」を開発する恐れがあるとの報告書を、米政府の「EMP攻撃調査委」が下院軍事委に提出。

7月23日 米韓政府、ソウルにある在韓米軍の竜山基地をソウル南方の平沢に08年末までに移転することで最終合意。

7月23日 米DODミサイル防衛局、地上配備型迎撃ミサイルー基をアラスカ州フォートグリー基地に初めて設置したことを発表。

7月24日 北朝鮮外務省、第3回6か国協議で米が示した提案が「リビア式」の解決策だと批判。「これ以上論議する一顧の価値もない。」

7月24日 パキスタン、同国の「核開発の父」カーン博士による核技術流出問題で拘束されていた核科学者ら3人を釈放したことを明らかに。

7月26日 国連主催の「第2回国連軍縮札幌会議」札幌市で始まる(～29日)。

7月29日 イスラエルのシャロン首相、「米国はイスラエルが抑止力による自衛能力を持つべきだと認めている」と発言。AP通信などの報道。

7月29日 サンダース米国大使、CDで日本が強く求めるFMCTの交渉開始姿勢を初表明。

7月31日 ハラジ・イラン外相、「われわれは遠心分離機製造を始めた」と述べ、ウラン濃縮に使う分離機の製造を再開したことを明らかに。

今号の略語

ASEAN = 東南アジア諸国連合

CPA = 連合国暫定当局

IAEA = 国際原子力機関

NPT = 核不拡散条約

UNAMI = 国連イラク支援派遣団

UNDDA = 国連軍縮局

WMD = 大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。また、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。『モニター』は紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、田辺俊明、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道